

駐車場使用料減免申請書(ダウンロード)

説明

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方及びその介添をされている方が駐車場を利用した際は、駐車場使用料の減免が受けられます。

減免を申請される方は、いったん使用料全額をお支払いいただいた後、申請書を明石市役所海岸・治水課まで提出してください。なお、申請には駐車場の領収書が必要ですので、必ずお取りください。

申請手続き完了後、駐車場使用料の半額を現金書留にて還付いたします。

また、海岸・治水課窓口へ直接申請されましても、事務手続き上、即日減免額を返金することができません。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願ひいたします。

※ 事前の申請はできません。

申請方法

申請書に必要事項をご記入の上、交付を受けている手帳の写し及び駐車場の領収書を同封して郵送または直接、海岸・治水課へ提出してください。使用料の半額を返還いたします。

問い合わせ先

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所 海岸・治水課(市役所本庁舎7階)

電話:078-918-5042

FAX:078-918-5109

使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

明石市長 様

申請者 住所 (法人にあっては、所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例第12条の規定により、次のとおり海浜利便施設等使用料の減免を申請します。

海浜利便施設等の名称	藤江海岸休憩施設駐車場		
許可の種類	駐車場使用許可		
減免申請の理由	<p><input type="checkbox"/>下記の手帳の交付を受けている。</p> <p>・身体障害者福祉法第15条の身体障害者手帳 ・厚生労働大臣が定めるところによる療育手帳 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳</p> <p><input type="checkbox"/>下記の手帳の交付を受けている者を介添えしている。</p> <p>・身体障害者福祉法第15条の身体障害者手帳 ・厚生労働大臣が定めるところによる療育手帳 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳</p>		
指令番号		指令年月日	
使用料		減免割合	
減免額		差引使用料	
事務処理欄			

注 太枠内のみご記入ください。